

駐車場法に基づく届出について

H27.8

駐車場法第1条

都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。



目的の達成をするために…

1. 都市計画として駐車場整備地区を決定し、路外駐車場の設置を促進すること(駐車場整備計画)。
2. 駐車場整備地区及びその周辺等に建築される一定の規模及び用途の建築物については、駐車施設の附置義務を課すこと(附置義務駐車場)。
3. 駐車場の構造、設備あるいは管理について、適切な水準を確保すること。

※1及び2に該当する駐車場は、むつ市には存在しません。

駐車場法で定められる駐車場とは

1. 路上駐車場

駐車場整備地区内の道路面に一定の区画で設置される自動車の駐車のための施設で、不特定多数の者が営業時間内において、自由に使用できる状態にあるもの。

2. 路外駐車場(スーパー、大型商業施設等の駐車場)

道路面外に設置される自動車のための施設であり、不特定多数の者が営業時間内において、自由に使用できる状態にあるもの。

駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合は、それら法令の規定によるほか政令(駐車場法施行令)に定める技術的基準による。

3. 都市計画駐車場

都市計画法第11条の規定により、都市計画において定められた路外駐車場。

4. 届出駐車場

駐車場法第12条の規定による設置の届出および第13条の規定による管理規程の届出があった路外駐車場。

※1及び3に該当する駐車場は、むつ市には存在しません。

届出が必要な駐車場(届出駐車場)とは

以下の全ての条件に該当する駐車場は、駐車場法第12条に基づき届出が必要となります。

①一般公共の用に供するもの

↳ 不特定多数の者が営業時間内において、自由に使用できる状態にあるもの。月極駐車場や従業員専用駐車場等の、利用者が特定できる駐車場は除く。

②駐車のに供する部分の面積が500㎡以上のもの

↳ 車路や緑地等は含まない。

③利用者から駐車料金を徴収するもの

※1つでも条件に該当しない場合、届出は不要ですが、駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の駐車場は、駐車場法第11条により、技術的基準に適合する必要があります。

① 路外駐車場を新たに設置もしくは変更する場合

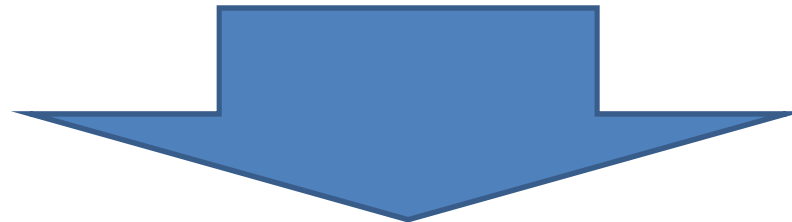
- ・届出時期：**工事着手前**
- ・必要書類：下記の書類を正本と副本の**2部**提出
 1. 路外駐車場設置(変更)届出書
 2. 路外駐車場の位置を表示した地形図(縮尺1万分の1以上)
 3. 次に掲げる事項を表示した平面図(縮尺200分の1以上)
 - ・路外駐車場の区域
 - ・路外駐車場の自動車の出入口及び車路、その他主な施設(建築物の内部にあるものは除く)
 - ・路外駐車場の付近の道路並びに駐車場法施行令第7条第1項で定める道路の部分及び橋
 4. 建築物である路外駐車場の場合、各階の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図

② 駐車場法第13条による管理規程を決定(変更)するとき

- ・届出時期: 供用開始(変更)から**10日以内**
- ・必要書類: 下記の書類を正本と副本の**2部**提出
 1. 路外駐車場管理規程(変更)届出書
 2. 管理規程(営業時間、駐車料金等を定めたもの)

③ 路外駐車場を廃止(休止・再開)するとき

- ・届出時期: 全部又は一部の廃止(休止・再開)から**10日以内**
- ・必要書類: 下記の書類を正本と副本の**2部**提出
 1. 路外駐車場廃止(休止・再開)届出書



これら全ての届出は、**むつ市都市政策課**へ届け出てもらおうことになります。 ※届出の際に手数料はかかりません。